2　第七条の三第二項及び第三項の規定は、法第七十三条の二第五項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3　法第七十三条の二第五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積×｛100＋（10／39）×（人の居住の用に供する専有部分が所在する階－1）｝

4　第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第四項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

5　第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第五項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

第十五条の三第二項中「第七条の三第一項及び第二項」を「第七条の三第二項及び第三項」に改め、同条第三項ただし書中「第七条の三第三項」を「第七条の三第四項」に改める。

第十五条の三の二第二項中「第七条の三第一項及び第二項」を「第七条の三第二項及び第三項」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の三の二第四項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

第十五条の三の二第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の三の二第五項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

附則第四条の四第八項第二号及び第十四項第二号中「百三十」を「百四十」に、「、平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車」を「又は平成三十二年度燃費基準四十パーセント向上達成車」に改める。

附則第四条の五の見出しを「（法附則第十二条の二の二第一項第一号イのガソリン自動車等）」に改め、同条中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で」を削り、「平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上で」を加え、「、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項中「附則第十二条の二の二第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車であること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の二の二第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車であること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の六第三項第二号中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に、「平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準百十パーセント向上達成車」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に、「平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「附則第十二条の二の四第二項第二号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法附則第十二条の二の四第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第二十二条第一項中「第七条の三の三第二項」を「第七条の三の四第二項」に改める。